

総務教育常任委員会資料

(令和4年2月24日)

陳 情 4 年 総 務 第 8 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－8 (R4.02.21)	総 務	鳥取県におけるパートナーシップ制度の制定について	
▶陳情事項 鳥取県においてパートナーシップ制度又は同等の条例、制度をつくること。			
▶陳情理由 現在、日本では同性婚が制度化されておらず、国民全員が自分の生まれ育った国で愛する人と結婚できない、ということが生じている。 また鳥取においてもパートナーシップ制度や同等の制度、条例が存在していない。パートナーシップ制度、もしくはそれに同等の条例が鳥取県でも制定されれば、県民がより住みやすく、そして他県の方も移住しやすい環境になると考えられる。 また、パートナーシップ制度等マイノリティに関する制度を利用することで、自身がマイノリティだということが露見してしまうという課題については、既にパートナーシップ制度を実施している自治体の課題対応を参考にすることが有効と考えている。 県民だけでなく、他県の方も、好きな地域で好きな人と過ごせるように制度の実施をお願いする。			
▶提 出 者 境港市 個人			

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（人権局人権・同和対策課）

【現 状】

＜全国の状況＞（令和４年２月２１日現在）

- 1 同性パートナーシップ制度は、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等である等の関係を公に認める制度で全国 140 以上の市区町及び 6 府県においてパートナーシップ制度を導入している。

○導入自治体・・・ 6 府県（茨城県（R1, 7）、群馬県（R2, 12）、三重県（R3, 9）、大阪府（R2, 1）、佐賀県（R3, 8）、青森県（R4, 2））

- 2 また 48 市町が利用者の転居時に再申請などの負担を減らす連携協定を他の導入自治体と結んでいる。

〈パートナーシップ制度の連携協定がある自治体数〉

神奈川（13）、千葉（1）、石川（2）、京都（3）、大阪（2）兵庫（9）、岡山（3）、広島（3）、徳島（1）、福岡（3）、佐賀（1）
熊本（1）、宮崎（4）鹿児島（2）

＜本県の状況＞

- ・県内で導入している自治体はない。
- ・境港市はパートナーシップ制度を来年度に導入予定。

【県の取組状況】

- 1 本県では、令和３年４月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、「性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図る」と規定した。
- 2 県では、同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方にも等しく行政サービスを受けていただけるよう取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発にも力を入れており、性的マイノリティの理解促進、当事者が抱える生きづらさの支援の在り方を検討している。

〈行政サービス等に係る取組〉

- ・県立病院：同性パートナーについて家族面会、医療同意を可能としている
- ・県営住宅：同性パートナーの入居を可能としている
- ・県職員制度：同性パートナーがいる職員に対して休暇（結婚休暇、介護休暇）、各種手当（扶養手当、単身赴任手当）等事実婚と同様に適用

〈啓発・支援等〉

- ・性的マイノリティの理解を深めるシンポジウム開催
- ・性的マイノリティ支援相談員人材育成研修
- ・コミュニティスペースの運営支援（鳥取市（R3. 1 開設）、倉吉市（R3. 8 開設）、米子市（R3. 11 月開設）
- ・令和４年度当初予算として「LGBT寄り添い相談事業（LGBT電話相談窓口）」を令和４年２月議会に提案中